

証券コード 7690

2024年4月4日

(電子提供措置の開始日 2024年3月28日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
カレント自動車株式会社
代表取締役社長 江頭 大介

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.currentmotor.co.jp/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「臨時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2024年4月18日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意見表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬具

記

1. 日 時 2024年4月19日（金曜日）午後2時00分
2. 場 所 カレント自動車株式会社 本社会議室
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
金子第一ビル2階

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役の株式報酬枠の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役の株式報酬枠の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年1月28日開催の第21回定時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）として支給する報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合とその希釈化率は軽微であることから、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。対象取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

1. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、36,000個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、発行前日の終値とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
- 1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本臨時株主総会終結の時以降、当社の従業員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 熊沢文英氏は、本臨時株主総会終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は次のとおりであります。

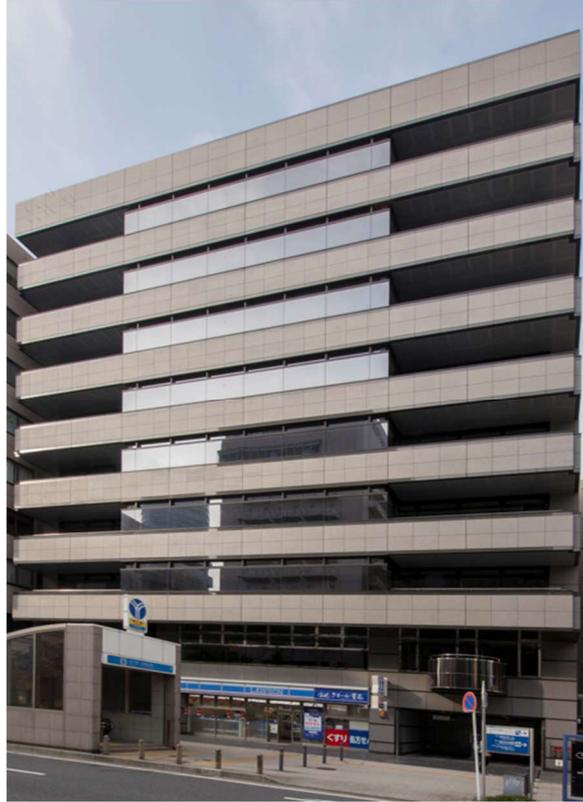
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する株式数
安田 昌弘 (1957年8月16日)	1980年4月 東洋工業（現マツダ）株式会社 入社 2017年6月 マツダ株式会社 監査役（常勤） 2019年6月 マツダ株式会社 取締役監査等委員（常勤） 2021年10月 株式会社ツーセル 顧問（常勤） 2021年11月 株式会社ツーセル 監査役（常勤）	一株

- (注) 1. 安田昌弘氏は社外監査役候補者であります。
 2. 安田昌弘氏が監査役に選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失が無いときは、法令が規定する最低限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
 3. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 安田昌弘氏は、マツダ株式会社、株式会社ツーセルにおいて業務を通じた多様な経験と知見を有するとともに、マツダ株式会社では常勤監査役を2年間、常勤取締役監査等委員を2年間務め、株式会社ツーセルでは常勤監査役を2年間勤めております。
 これらのことから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、監査役として選任するものであります。

以上

株主総会会場へのご案内

会場 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11 金子第一ビル2階
カレント自動車株式会社 本社会議室



交通のご案内

JR横浜線「新横浜駅」下車（徒歩1分）

横浜市営地下鉄ブルーライン「新横浜駅」下車（徒歩0分）

お車でお越しの際は近隣のコインパーキングをご利用ください。